入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和４年８月２９日

秋田市長　穂　積　　志

１　入札に関する事項

(1)業務番号・件名	北サ第１１号 秋田市飯島地区コミュニティセンター体育館カーテン取付修繕
(2)仕　　様　　書	別紙「仕様書」のとおり
(3)履　行　場　所	秋田市飯島松根東町５番２２号
(4)履　行　期　間	契約締結日の翌日から令和４年１２月２０日まで
(5)入札参加要件	１　秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 ２　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。 ３　本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ４　秋田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 ５　市税に滞納がないこと。
(6)入札参加申込み・閲覧	
受付・閲覧期　　間	令和４年８月２９日(月)から令和４年９月２日(金)まで （※午前９時から午後５時まで）
受付場所 閲覧場所	秋田市土崎港西五丁目３番１号 秋田市北部市民サービスセンター

(7)指名(非指名)通知	令和４年９月６日(火)までにＦＡＸで通知
(8)入　　札	
日　　時	令和４年９月１５日(木)　午前１０時
場　　所	秋田市土崎港西五丁目３番１号 秋田市北部市民サービスセンター３階大会議室
最低制限価格	設定あり

	入札保証金	入札金額の５／100 以上（１円未満切上） 　ただし、秋田市財務規則第 109 条第１項第１号および第２号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。 　第１号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第２号に該当する場合は業務履行実績調書（様式２）および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。 ※第１号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 　第２号：入札参加者が過去２年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有するものであり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(9)契　　約　　日		令和４年９月２１日(水）まで

２　注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア　本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出してください。

(ｱ) 公募型指名競争入札参加申込書（様式１）

(ｲ) 入札保証契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第 109 条第１項第１号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

(ｳ) 業務履行実績調書（様式２）および契約書等の写し（秋田市財務規則第 109 条第１項第２号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

(ｴ) 納税証明書（市税に未納がない旨を証する完納証明書。直近年度のものに限る。）※秋田市役所市民税課で発行したもの。（写し可）

　ただし、新型コロナウィルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、その旨を確認できる書類

(ｵ) 登記簿謄本（個人事業主は住民票）（写し可）

(ｶ) 暴力団排除に関する誓約書（様式４）

イ　申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。なお、様式１～４は、秋田市北部市民サービスセンターのホームページから入手してください。

ウ　入札保証金の納付方法については、指名通知にてお知らせいたします。

(2) 指名および非指名通知について

ア　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ　提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ　指名通知および非指名通知は、ＦＡＸで行います。

(3) 入札について

ア　秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ　予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

　最低制限価格が設定されている場合は、当該最低制限価格以上の価格をもって入札した方のうち、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

　なお、最低制限価格は、予定価格の 10 分の６以上の範囲で設定します。

エ　入札執行回数は、２回を限度とします。

オ　落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、辞退できないものとします。

カ　代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

キ　地方自治法第 234 条第３項ただし書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

３　その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 問い合わせ先

　秋田市北部市民サービスセンター総務担当（電話）０１８－８４５－２２６１